

2024年
4月1日から

事業者のみなさまご存知ですか？ 障害者差別解消法が変わりました

事業者による合理的配慮の提供が 義務化されました！

合理的配慮の提供とは？

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。事業者や行政機関などに、障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うことです。



環境の整備に努めましょう

合理的配慮の提供を行うために、基礎となる環境の整備に努めましょう。

- 施設や設備のバリアフリー化
- 意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス
- 介助者等の人的支援
- 障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上 など



不当な差別的取扱いは禁止されています

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯を制限すること、障害のない人には付けない条件を付けることなどは禁止されています。

具体的には

- 保護者や介助者がいなければ一律に入店を断る
- 障害のある人向けの賃貸物件はないと言って対応しない



問い合わせ

佐倉市役所障害福祉課 TEL 043-484-4164

〒285-8501佐倉市海隣寺町97番地 ☐ shogaifukushi@city.sakura.lg.jp

合理的配慮の
提供について
(障害福祉課ホームページ)



合理的配慮の提供 3つのポイント

Point 1

「建設的な対話」でお互いの意向を確認しましょう

合理的配慮では、どちらかの都合のみを優先するのではなく、建設的な対話を通じて、双方が納得できる方法・手段を見つけることが大切です。はじめから「できない」と答えるのではなく、当事者の意向を聞き、どうすれば当事者の目的を達成できるのかを一緒に考えましょう。

〈対話の際に避けるべき言葉〉

- 「前例がありません」⇒ 前例がないことは断る理由になりません
- 「もし何かあったら…」⇒ 漠然としたリスクは断る理由になりません



Point 2

「機会の平等」を意識しましょう

合理的配慮は特別扱いではありません。制約を受ける障害のある人に対して、機会を平等にするという意識を持ちましょう。



手段の平等



機会の平等

「手段の平等」と「機会の平等」

皆が同じ機会を得られるよう、個々のニーズに合わせた対応をすることが合理的配慮の提供です。

例えば、台という手段を平等にした場合、得られる結果は人によって違ってきます。しかし、個々に合わせた台を用意することで、同じ結果を得ることができるようになります。

Point 3

過重な負担を伴わない範囲で対応しましょう

合理的配慮は、“実施に伴う負担が過重でない範囲”で行うこととされています。どの程度まで対応できるかは、次の観点から判断しましょう。

- 事務・事業の目的・内容・機能を損なわないか
- 意向が本来業務の範囲内であるか
- 物理的・技術的な制約、人的・体制・コストの制約がないか



対応が難しい場合には、その理由を丁寧に説明し、代替案を提案するようにしましょう！

出前講座を行っています

市内事業者等を対象に、合理的配慮の考え方や対応例を学べる出前講座を行っています。「何から始めればいい?」「どんな対応が必要?」など、合理的配慮についてお困りのことがありましたら、佐倉市役所障害福祉課へお問い合わせください。



問い合わせ

佐倉市役所障害福祉課 TEL 043-484-4164

〒285-8501佐倉市海隣寺町97番地 ☐ shogaifukushi@city.sakura.lg.jp

障害福祉課
ホームページ

